

01 夏休みに学ぼう 消費生活教室でエコな生活

☎消費生活センター ☎027-230-1755



リサイクルと節約を生活で生かせるよう、「夏休み子ども消費生活教室」を開催します。

教室名・日時=**①**ガス管で万華鏡とリサイクルペンダントを作ろう！>7月26日(木)午前10時～正午**②**牛乳パックで立方体パズルを作ろう！>7月27日(金)午前10時～正午**③**エコ・クッキングでドライカレーときらきらフルーツゼリーを作ろう！>7月31日(火)・8月1日(水)、午前10時30分～午後1時30分

会場=**①②**は消費生活センター**③**は第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)

対象=**①②**は小学生、先着各20人**③**は小学生と保護者、先着各8組
申し込み=7月6日(金)から消費生活センターへ



02 女性のための映画上映会 映画で元気をチャージ

☎男女共同参画センター ☎027-898-6517

前橋プラザ元気21で女性が元気になる映画上映会を開催。誰もが自尊心を持ち、自分らしく生きることを主題とした映画「エリン・プロコビッチ」を上映します。参加するには予約が必要です。

日時=8月4日(土)午後2時～4時30分

対象=市内在住か通勤の女性、先着100人

申し込み=7月31日(火)までに男女共同参画センターへ



03 7月の上映作品 シネマハウスで映画鑑賞

☎前橋シネマハウス ☎027-212-9127

前橋プラザ元気21別館内、前橋シネマハウスの7月上映作品は次のとおりです。詳しくは同館ホームページ(<https://maecine.com>)をご覧ください。
上映作品=獄友、はじめてのおもてなし、ポストンストロング、おだやかな革命、ガチ星、blank13

新しいものを郵送します 一人親家庭の福祉証を更新

☎国民健康保険課
☎027・898・6253

母子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証の有効期限は7月31日(火)までです。まだ更新手続きをしていない人は、7月中に必ず手続きをしてください。更新手続き後、引き続き受給資格のある人には、新しい受給資格者証を7月下旬に郵送します。受給資格者証は世帯ごとではなく、個人ごとに送付。送付先の変更が必要な人は届け出てください。なお、子ども医療や、重度心身障害者・高齢重度障害者は、今回更新はありません。

● 内容変更と喪失手続き

住所や氏名、加入する医療保険などが変わったら、14日以内に届け出を。また、婚姻や転出などで受給資格が無くなったときは喪失手続きが必要です。

● 新たな対象者は申請を

福祉医療費支給制度の申請は、

市役所国民健康保険課か大胡・宮城・粕川・富士見支所で手続きできます。また、県内からの転入で前住所地でも福祉医療費を受けていた人は、前住所地で発行する福祉医療費受給資格者証交付状況証明書も必要。詳しくは問い合わせてください。

申請に必要な物Ⅱ(子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)保険証(母子・父子家庭など満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母または父など)①母または父の所得税課税状況を証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証(重度心身障害者・高齢重度障害者①身障手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、I・Q35以下を証明する書類④I・Q35以下を証明する書類のいずれか②保険証

通知は7月中旬に郵送します 介護保険料額を改定

☎介護保険課 ☎027-898-6158
負担割合証については ☎027-898-6157

介護保険料は3年ごとに見直しています。本年度はその改定の年。見直しの結果、65歳以上の人の保険料は右表のとおりになりました。

● 65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳になる誕生日の前日が属する月分から算定。本人の所得額と世帯員の市民税課税状況に応じて決まります。納付方法は、年金天引きによる特別徴収と、納付書による普通徴収があります。

● 40～64歳の人(第2号被保険者)の保険料

算定方法は医療保険によって異なります。詳しくは加入している健康保険組合などに問い合わせてください。

● 保険料の減免

災害など特別な事情がある場合、申請に基づき保険料が減免されることがあります。

● 介護保険負担割合証

有効な認定を持つ全ての被保険者(8月1日現在)に、介護保険負担割合証を7月中旬に郵送します。

第1号被保険者の介護保険料			
区分	対象	保険料額	
第1段階	生活保護を受けている人		
	世帯全員が市民税非課税 ①本人が老齢福祉年金を受給している人②本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円以下の人	2万9,900円	
	本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	4万6,700円	
第2段階	本人の合計所得金額と年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	4万6,700円	
第3段階	第1・第2段階以外の人	5万6,100円	
第4段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる人のうち、本人の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の人	6万5,400円	
第5段階	本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる人のうち、第4段階以外の人	7万4,800円	
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	8万4,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	9万3,500円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	10万4,700円
第9段階		合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	11万2,200円
第10段階		合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	13万900円
第11段階	合計所得金額が700万円以上の人	14万9,600円	